

大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)

改正の必要性

- 建築物等の解体現場等から石綿が飛散する事例及び建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査が不十分である事例が確認されるとともに、立入検査権限の強化、事前調査の義務づけ、大気濃度測定の義務化の必要性等について地方公共団体から要望。
- 東日本大震災の被災地においても、石綿を用いた建築材料が使用されている建築物や煙突内部の石綿除去工事、解体工事において、石綿の飛散事例が確認。
- 昭和31年から平成18年までに施工された、石綿使用の可能性がある鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加。
- 平成18年の大気汚染防止法の改正法の附則において施行後5年を経過した場合に検討を行うこととされているところ。

建築物の解体等時における石綿の飛散防止対策の更なる強化が必要

改正内容

- (1) 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事の実施の届出義務者の変更
現在、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。以下同じ。）を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者又は自主施工者が行うべきこととする。
- (2) 解体等工事の事前調査の結果等の説明等
解体等工事の発注者から解体等工事を請け負う受注者は、当該工事が特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事をいう。）に該当するか否かの調査結果及び届出事項を発注者に書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければならないこととする。
- (3) 報告及び検査の対象拡大
都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者・受注者又は自主施工者を、また都道府県知事等による立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等を、それぞれ加える。

公布日：平成25年6月21日

施行期日：公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業 (建築物の解体等)に係る規制の概要

(1) 特定粉じん排出等作業の規制対象

特定建築材料(吹付け石綿、石綿含有断熱材、石綿含有保温材及び石綿含有耐火被覆材で石綿質量が0.1%を超えて含まれているもの)が使用されている建築物及び工作物の解体、改造、補修作業が対象となる。

(2) 特定粉じん排出等作業の規制内容

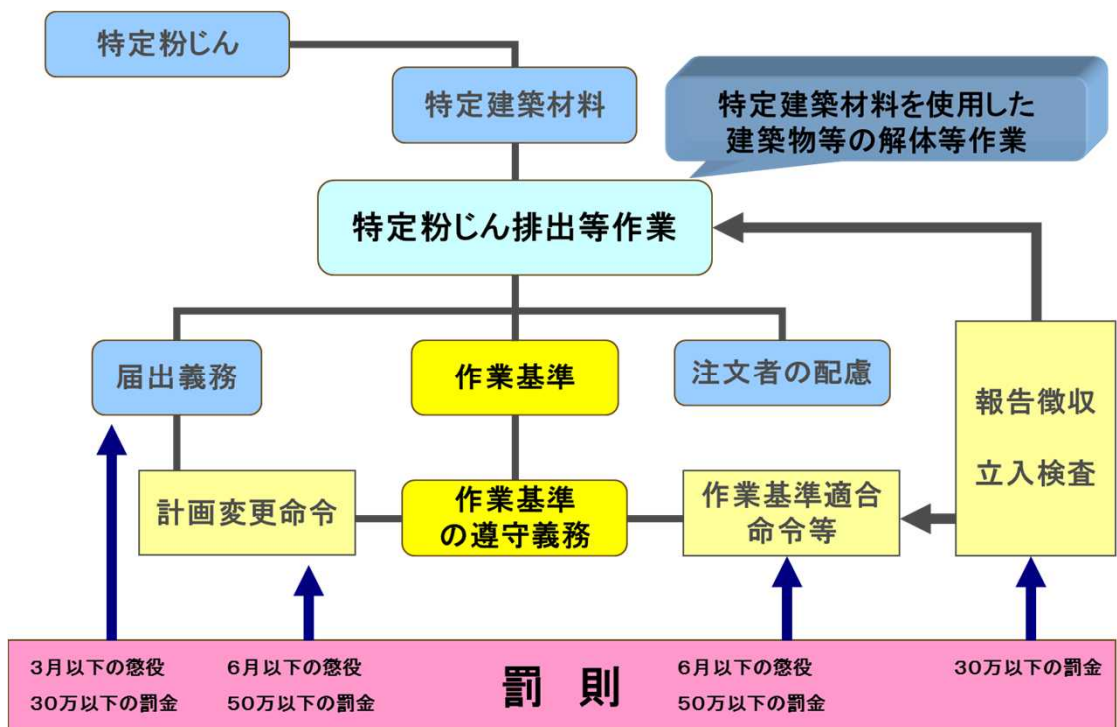
工事を施工する者は、作業の場所、作業期間、特定建築材料の使用箇所、作業の方法等について作業開始の14日前までに都道府県知事等に届け出なければならない。

また、作業に当たっては、掲示板の表示、作業場の隔離、前室の設置、作業場内を負圧に保つための高性能の集じん・排気装置の設置等の作業基準の遵守が義務付けられている。

(3) その他

届出をしない、又は都道府県知事等による作業基準適合命令等の違反をした場合は罰則規定が定められている。

また、工事の注文者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する努力規定が定められている。



* 特定粉じん: 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(「石綿」を政令で規定している)。